

## 川崎市身体的フレイル改善指導事業実施要綱

令和6年4月1日

5川健医保第2319号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の保健事業の推進に向け、身体的フレイル状態が予測される高齢者を対象に生活習慣改善に係る支援や指導（以下「ハイリスクアプローチ」という。）と、フレイル予防に関する健康教育・健康相談・普及啓発活動（以下「ポピュレーションアプローチ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は健康福祉局医療保険部医療保険課とし、事業運営の一部を事業者へ委託することができるものとする。また、事業運営にあたり、必要に応じて知見を有した各団体関係者の意見を聴くことができるものとする。

(事業内容)

第3条 身体的フレイルの指導や予防に係る次の業務を実施する。

### 1 ハイリスクアプローチ

- (1) 国保データベースシステムやフレイル状態を把握するための質問票等から、ハイリスクアプローチの候補となる高齢者を選定し、訪問指導等を行うものとする。
- (2) 候補となる高齢者へ事前に事業案内通知を送付し、生活改善の支援や指導の必要がある者を対象者として指導を行う。
- (3) 指導従事者は、対象者の状況を把握したうえで、食事や運動を含めた生活改善に関する支援や指導を行う。

### 2 ポピュレーションアプローチ

- (1) 地域の通いの場等の高齢者が利用する場において、運動・栄養・口腔等のフレイル予防をテーマにした健康教育・健康相談・普及啓発活動を行うものとする。
- (2) フレイル状態を把握するための質問票等を活用し、状況に応じて、身長、体重、血圧等の測定を実施し、健康状態を総合的に把握する。
- (3) 身体的フレイル状態が予測される者については、ハイリスクアプローチにつなぎ、生活改善の支援や指導を行う。

3 本事業へ参加した高齢者のうち、他事業への参加や関係機関への情報提供を要する者については、別紙様式により本人及び関係者へ同意をとり、関係する庁内部署や庁外機関へ個人情報を提供できるものとする。

4 関係する庁内部署と庁外機関等と連携を保ち、円滑な事業運営を図るよう努めるものとする。

(従事者)

第4条 医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、生活習慣病の発症や重症化予防及び心身機能の低下の防止等に関し知識及び経験を有すると認められる者）が担うものとする。

(連絡会議)

第5条 前条で定める従事者を招集して、本事業の進捗管理、事業改善、事例検討による知識や技術の研鑽を目的とした連絡会議を開催するものとする。

(報告書等の作成)

第6条 本事業の成果として報告書等を作成し、事業評価を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(川崎市控)

個人情報の取扱いに関する同意書

川崎市長 様

事業内容（事業目的・事業内容及び個人情報の取扱い）について説明を受け、この事業で収集した \_\_\_\_\_ 等の個人情報について、次の目的のためにそれぞれの機関に提供することに同意します。

- ・
- ・
- ・

\_\_\_\_\_ 年 月 日

住所 川崎市 \_\_\_\_\_ 区

氏名 \_\_\_\_\_ (押印不要)